

# 介護予防訪問介護事業所運営規程

平成18年3月

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する三鷹市社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「訪問介護員」という。）が、事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、買い物の同行、調理援助、掃除、洗濯などの援助と介護予防相談をすることにより、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係する区市及び地域包括支援センターを中心に、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三鷹市社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所
- (2) 所在地 三鷹市新川六丁目37番1号  
三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階

## (職員配置)

第4条 事業を行うため次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス提供責任者 3名
- (3) 登録訪問介護員 25名
- (4) 事務職員 1名

## (職務)

第5条 管理者は、協議会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事業が法の運営基準を遵守し、公正かつ円滑に行えるよう所属職員を指揮監督する。

2 サービス提供責任者は、管理者の命を受け、サービスの利用の申込みに係る調整を行い、

介護予防訪問介護計画（介護予防サービス計画）を作成し、その実施が適正に為されているかを管理し、訪問介護員に技術的指導・監督等を行う。

3 訪問介護員は上司の命を受け、訪問介護の業務に従事する。

（介護予防訪問介護の内容）

第6条 介護予防訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要支援1の利用者：買い物の同行、調理援助など
- (2) 要支援2の利用者：買い物、調理、掃除、洗濯など
- (3) 介護予防相談
- (4) 前各号に定めるほか、乗車・乗降等介助、身体介護（食事、入浴、排泄の介助や清拭、着替え等）、医療・看護行為などの介護は行わない。

（サービス提供日及び営業時間）

第7条 次に掲げる日を除きサービス提供日とする。

- (1) 土・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び1月3日
- (4) 12月29日から12月31日まで

2 前項にかかわらず、必要のある場合は、前項各号に掲げる日においてもサービスを提供することができるものとする。

3 営業時間は午前9時から午後5時までとする。

（利用料及び支払い等）

第8条 介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項の訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担額はそれぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護における利用者負担額は、前項の基準額の1割又は2割相当額とし、当該利用者が国及び市の特別対策の対象者である場合は、各区市長が定める負担基準の額とする。
- (2) 訪問介護等を受けた者は、利用料を指定された期日及び方法により本事業所に支払わなければならない。

（事業対象地域）

第9条 本事業所が通常サービス提供をする対象地域は、三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、調布市、世田谷区及び杉並区の区域とする。

（緊急時の対応）

第10条 訪問介護員は、介護予防訪問介護を実施中に、利用者の体調等に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直に防止策を講じ区市へ報告する。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（年1回以上）するとともに、その結果について介護員に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施（年1回以上）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（6か月に1回以上）するとともに、その結果について介護員に十分に周知する
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、適切な介護予防訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための対策について、必要な措置を講じる。

(研修)

第15条 事業所は、介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 現任研修 年2回以上

(その他)

第16条 本事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第17条 この規程に定める事項の外、運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。